

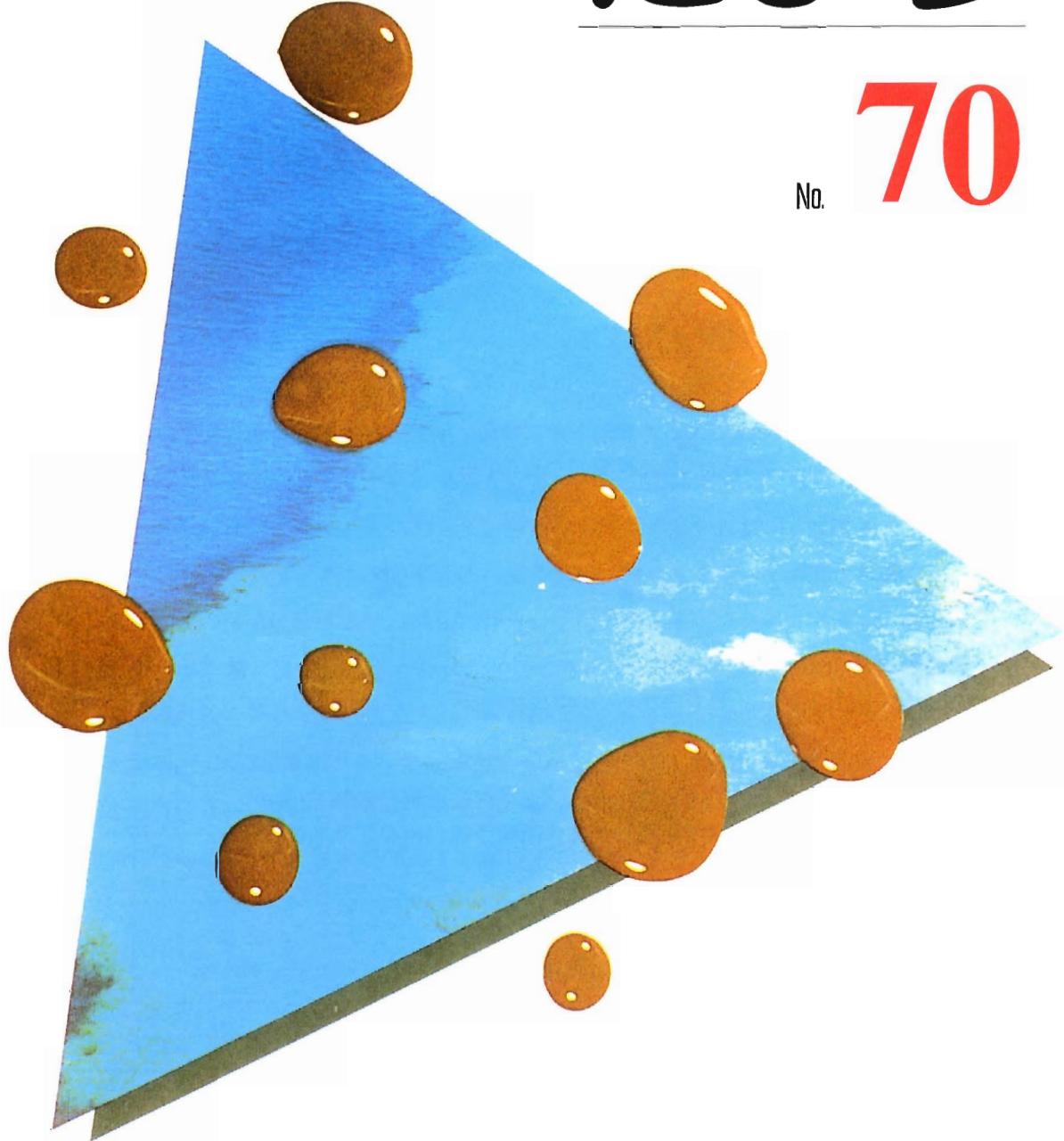
2001 8

油濁基金

だより

70

No.



財団法人 漁場油濁被害救済基金



オイルボールの形態（その1）

平成13年1月19日、沖縄島北部の本部（もとぶ）町の海岸に比較的柔らかいオイルボールが漂着した。海藻（ヒトエグサ・モズク等）養殖や刺し網漁業に被害を及ぼす虞があったので清掃作業を行った。漂着したものの中でも硬いオイルボール（写真）。

目 次

(挨拶)

理事長就任にあたって／植村正治 1

理事長の職を退いて／宮原九一 2

(寄稿)

1 油流出事故への対応（その3）／小倉 秀 4

2 海洋汚染の現状とその防止対策／海上保安庁警備救難部 12

3 平成13年度漁場環境保全対策関係新規予算の概要／丸山徳仁 26

(隨想)

元気な漁師の朝市／柳沼武彦 29

(基金記事)

1 油濁基金の平成12年度事業の概要 31

2 中央油濁被害等認定審査会の動き 38

3 労務費及び漁船用船費について 39

4 役員改選について 40

5 評議員の委嘱について 40

6 油濁基金の人事異動について 41

(官庁人事異動)

(編集後記)

理事長就任にあたって

植村 正治



去る3月25日開催された評議員会の役員改選において、永年にわたり理事長を勤められた宮原九一氏が退任され、理事5名・監事1名が選任されました。引き続き開かれた次期役員懇談会において私が理事長に推挙され、お引き受けすることとなりました。本基金の事業推進に全力で努力を傾注して参りたいと考えておりますので、前任の宮原氏と同様、役員各位、関係諸官庁並びに拠出団体の方々のご協力を切にお願い申しあげます。

人類が石油類を燃料や原料素材として利用する限り、石油が海洋に流出する事故は回避し得ないものと思います。我が国における原因者不明の油濁事故は、関係者の努力により、長期的には減少する傾向にありますが、依然として毎年発生しており、その度に漁業者は漁業被害を蒙るとともに、漁場を守るため防除活動や清掃を余儀なくされています。これらの漁業被害や活動に対して、救済金の支給あるいは費用の支弁を行うのが漁場油濁被害救済制度であり、漁業経営の維持安定に大きく寄与しており、今後とも海洋環境と漁場の保全に資するこの制度の存立は不可欠であると考えております。

折しも、水産基本法が制定されました。この基本法第17条には、「国は、水産動植物の生育環境の保全及び改善を図るため、水質の保全、…………その他必要な施策を講ずるものとする。」と国が責任をもって水環境の保全を行うことを定めたところであります。油濁基金の責務はいっそう重要になったものと言えましょう。

関係各位のご理解とご協力を重ねてお願いする次第であります。

理事長の職を退いて

宮原 九一

長い間、勤めさせていただいた（財）漁場油濁被害救済基金の理事長をこの五月、全漁連植村会長にバトンを引継いでもらい退任した。

想えば昭和49年、全漁連会長であった及川孝平さんが中心となって、当時我が国周辺の沿岸海域に多発する原因者不明の油流出により広い範囲に汚染が拡がり、それによる漁業の被害をはじめ漂着油による漁場の汚染が頻発し、故意・過失は論外としても泣きを見る漁業者の救済の為には法制による国の強力な指導を要するとして、全漁連を中心に要請を続けたが、3Pの原則、すなわち原因者負担の原則から法制化にはなじまぬとされ、関係する運輸、通産、農林（水）三省の事務次官合意による覚書きによって具体的対応をするということに落着した。

ここまで来るには、特に被害の多発する東京湾の中で、漁業の中心地である千葉県木更津を主な選挙区とする自民党の浜田幸一先生の強力な主張が与かって大きかったのである。昭和49年といえば、私は（財）中央漁業操業安全協会（海上交通安全法の制定に関連して、一般船舶と漁船の操業の安全を促進する目的で関係先から拠出を受けた基金をもとに諸対策を講ずる団体）の理事長を引き受けていた関係もあって、油濁救済に関する組織を併設するという案も浮上したが、結局は三省にまたがる施策を必要とする関係で独立の組織とすることになり、取敢えず暫定実施ということでこの組織が出来た次第である。

当時、私は全漁連の副会長であり、また、伊勢湾をひかえる三重県漁連の会長ということもあって、全漁連及川会長と共に各方面の折衝にあたり、経団連を中心に、石油連盟、船主協会等海に関係する企業組織に対して基金拠出の為の要請活動を繰り広げたのである。その間、運輸省では（財）日本船舶振興会を通じて応分の助成することをいち早く決定し、これに伴ない関係する都道府県や、（社）大日本水産会を窓口とする水産団体にも応分の割当てが課せられた。一方、臨海部に立地する陸上産業の側においては、原因者不明の油流出（中には不法投棄も）により漁場汚染は現実に頻発しているとはいえ、一部の者の不法行為による被害救済のため一定の資金を拠出するということについては極めて強硬に反論があり、この折衝は難渋を極めたのであるが、基金設立にあたり、水産庁の前漁場保全課長であった前田優氏が官を辞して専務として就任し、当時東京湾における夜間の不法投棄を取締る為、県独自で飛行機をチャーターして監視に当

たっている県の懸命な取組みを紹介するとともに、関係するあらゆる企業の善意の応援を主体に運営する意義を根気よく説明することによって、むしろ積極的な理解を引き出し基金の船出となったのである。

昭和55年に及川会長と全漁連会長を交代したことに伴ない当基金の理事長も同時に引継いで21年間理事長職（理事通算26年余）にあったわけであるが、この間、基金の役職員は勿論、経済産業省、国土交通省、水産庁並びに経団連、日本船舶振興会をはじめ各産業界の関係の皆様には特段の協力を頂いたことに心からお礼申し上げる次第である。

最近に至り流出事故が逐年減少していることは取締り当局の不断の監視、油質分析技術の向上による原因者追求能力の増加、あるいは各種PRによる現場担当者のモラルの向上等関係者の努力の成果によるものと思われるが、加えて近年の経済活動の停滞も影響しているのではないかと思われる。それでも、例えば伊勢湾において毎年のようにのり漁期に限って西風に乗って愛知県の漁場に油が漂着し一度に数千万円の被害額を計上したことは数度に及んだが、その漁場も伊勢湾における国際空港の中心地となってしまい、現在建設が急ピッチに進められている。今年の冬は出来上りつつある空港岸壁を油が汚染するのではないかと、心配している。又、救済基金の設立に先だって夏期南風に乗って三重県沿岸に大量の廃油が漂着し、その除去に伊勢湾漁民総出で旬日を要したにも拘わらず何らの救済措置もなく、わずかに除去器具購入の経費の一部50万円の県費補助が出たことと想い合せ、本基金の有難さが特筆されるわけである。

それにつけても、現在減少傾向にあるとは言え黒潮に乗って、沖縄、琉球九州沿岸、八丈島の海岸に大小のオイルボールの漂着が後を絶たず、過去の例からみて、爆発的大事故の発生も危惧される限りこの組織の存在価値が認識されるべきであり、関係省庁は勿論、従来から終始協力支援をいただいている関係者の更なるご理解と共に、公益法人の見直しを進める行革担当者の一層の理解を得て、この組織が海の環境と漁場を守る役割を何時の場合でも十全に發揮出来るよう整備され、沿岸漁業者の期待に応えられる組織として何時までも存続されることを切念して理事長退任の挨拶に代えたい。

(寄稿)

油流出事故への対応（その3）

海上災害防止センター調査研究室
室長 小倉 秀

3-1 分散処理（油処理剤）

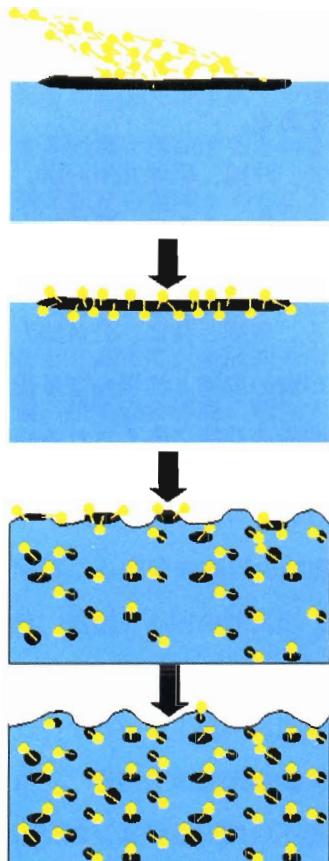
油処理剤の使用については、賛否両論がありますが、油処理剤を使用する分散処理とはどのようなものなのかが十分理解されずに議論されているように思われます。

過去においては、油処理剤は中和剤と呼ばれ、あたかも油を化学的に別の物質に変化させるような誤った認識を

与えていました。

油処理剤は、油を微粒子化し海面付近の水中に分散させ、表面積を大きくして、微生物や酸素により自然浄化作用を促進するものです。微粒子化した油は沈殿することなく、海岸・海面付近の生物への毒性、海鳥などの付着の影響を抑制します。

（メカニズム）



油処理剤の成分である界面活性剤は、一端が親油性を持ち他端が親水性を持つ分子構成となっています。

油処理剤と油が混合すると、油と水の界面に界面活性剤が並びます。

界面油膜が破断しやすい状態となり、かく拌エネルギーを加えるだけ微細な油滴となり水中に分散されます。その表面積は元の油塊に比べてはるかに大きくなります。

微粒子化した油滴は水中での上昇速度が遅く水中約3mの範囲で浮遊します。この状態の油滴の粒径は50μm以下で、さらに、油滴は界面活性剤に包まれて安定し油滴同士が再結合することはありません。

従来の油処理剤は散布後に強力なかく拌が必要でしたが、新たに開発された自己かく拌型油処理剤、いわゆるセルフミキシング型は界面張力を低下させる能力が極めて大きく、波の作用等で油を自然に分散する油処理剤で平成11年末から使用が可能となっています。

(1) 有効性の確認

油処理剤を使用する前に、油をサンプリングしてその有効性を確認することは、使用に当たっての前提条件の一つです。一方、油の種類は様々であり、流出油の性状も変化することから両者の組合せは多く、その有効性も異なります。高粘度化した油などには油処理剤が油に浸透しないため、分散効果を発揮しません。

事故現場で分散率による有効性を数值として確認することは困難ですが、簡易試験法により分散効果等を確認することで、使用する油処理剤を選定することができます。

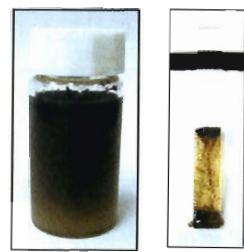
簡易試験の手順

- ①容器に8割程度の海水を注水。容器は散布可能な油処理剤の数に応じて用意。海水量は油量の20倍以上が必要。
- ②散布量は通常型の20%を基準。
- ③スポット等を使用して容器に油を滴下し、生じた油面に油処理剤を滴下。軽質な油は油処理剤とほぼ同じ容量。
- ④容器の蓋を閉め両手で急速に振とう（振幅約10cm、20秒間で40回が目安）。
- ⑤振とう後、外観の評価、付着性の評価を実施。（右：外観の評価 左：付着性の評価）



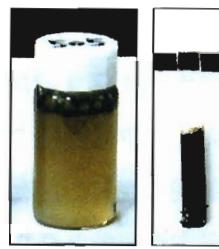
(細かな粒子)

(良好な分散)



(粒子の上昇が早い)

(若干付着する)



(油面を形成)

(油がベットリ付く)

なお、簡易試験法のさらに詳しい説明書、必要な油処理剤、物品等をコンパクトにセットしたものが開発されています。

(2) 使用方法

油処理剤は、通常型（51種類）、高粘度油用（6種類、いわゆるD1128型）、自己かく拌型（1種類、いわゆるセルフミキシング型）の3つのタイプ（合計58種類）に分けられ、それぞ

れの特徴を踏まえた使用が必要です。

主な特徴

	流出油の粘度の目安	散布量の目	かく拌方法
通常型	2,000cSt以下	20%前後	人為的なかく拌が必要
高粘度油用	低粘度から100,000cSt	2～10%程度	人為的なかく拌が必要
自己かく拌型	低粘度から10,000cSt	2～4%程度	自然の波の作用等で分散

散布方法

油処理剤は、海水等で希釈すると効果が格段に低下するため、原液散布と散布器の使用が原則です。

船舶の場合はサイドに張り出した散布ノズル付きブーム等から散布を行うのが適切です。

航空機による空中散布では、迅速な対応、広範囲な海域、遠隔地、的確な位置への散布が可能となります。基本的には農薬散布装置と同様の装置となります。



(3) 環境に与える影響

油処理剤は、海洋環境に与える影響が少ないと認められるときに使用されるもので、関係者等と事前に協議し合意しておく必要があります。

国内の油処理剤は対生物毒性に関する型式承認の判定基準をクリヤーし、判定基準値と比較し極めて低毒性であります。また、台所洗剤と洗濯用洗剤との比較では1/70～1/500程度の毒性というデータもあります。

油処理剤は、海岸に打ち上げられた油に対しては、長い接触時間から油への浸透が可能となり、高い効果が期待できます。また、高粘度油に対しては、はく離剤として使用することによって岩や岸壁から付着した油の除去も可能となります。これらは海岸清掃の最終段階で使用される手段です。

3-2 海岸清掃

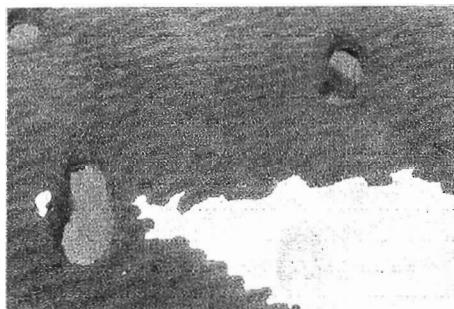
海岸に油が漂着した場合、先ず実態調査を行い防除手法を決定し、資機

材、人員の準備を行ってから作業に掛かります。

油が漂着している海岸に多数の人が立ち入ることは、汚染被害を増すことになります。特に砂浜に油が漂着した場合など、人が立ち入ることによって、油を砂の中に浸透させ、防除が困難となります。



(何層にも堆積した漂着油)



(砂浜に漂着した油 窪みは足跡)

(1) 海岸線の実態調査

全体的な汚染の実態調査は、航空機による調査が最も有効です。現地調査は漂着油量、油種、汚染度などを調査し、その上で作業に使用できる車両や人員進入路の有無や作業実施の可能性について考慮する必要があります。

(2) 汚染状況に応じた作業方法

漂着油の回収については、その汚染

状況に応じて通常次の3段階に分けて作業します。

○海岸付近海面の浮遊油の回収（第1段階）

浮遊油を回収しないで漂着油を回収しても、また漂着（付着）することになります。浮遊油はできる限り速やかに包囲・回収し、その油が未汚染地域に移動しないようにしなければなりません。油を岸との間に閉じこめておくようにオイルフェンスを使用し、その油をスキマーなどで回収します。

○海岸漂着油等の清掃（第2段階）

浮遊油の回収が終了したら漂着油の清掃作業に移ります。

同じ場所を反復清掃する手間を避けるため油が全て漂着してから、または、大部分の油が漂着した後、オイルフェンスを展張し、それ以上の油が漂着しないようにしてから作業を開始します。

油とともに除去される土砂を大量に取りすぎた場合、海岸浸食や環境の変化をもたらすことがありますので、処分する量を最小限に押さえなければなりません。

○清掃の終了

いつ、作業を終了させるかの判断は非常に困難ですが、一般的にはその地域のレジャー・環境・経済関係などの重要度、季節、予想される自

然浄化作用等を総合的に判断し決定します。



(3) 海岸清掃技術

海岸清掃では、主として海岸線の種類によってその清掃法方法を決定します。

海岸線の種類による清掃方法は、次のように行います。

○岩石、砂利等の海岸と岸壁

機械的回収

- ・車両や作業船が水際まで接近できる場合は、スキマー、各種ポンプ、強力吸引車などで回収します。
- ・オイルフェンス等で包囲した海岸に岩石等から高圧水等を用いて油を洗い流し、流れ出した油をスキマーなどで回収します。
- ・回収した油水は、一次貯蔵タンクで静置分離させ、水を排出した後、強力吸引車、ダンパーなどで保管場所に輸送します。

手作業による回収

- ・油及び油が付着したゴミなどを、ひしゃく、バケツ、スコップ、スクレ

ッパーその他入手可能な資材を使用し、ドラム缶、土のう袋に詰めて輸送します。

- ・海岸付近の浮遊油は油吸着材で回収し、ドラム缶、土のう袋などに詰めます。



○砂浜

機械的回収

- ・一般的には汚染された砂浜の上層をモーターグレーダーなどの機械力で取り除き、「ふるい」を使用して砂と油を分離することにより回収します。

手作業による回収

- ・砂浜の表層の油や砂に浸透した油をスコップ、熊手などで回収します。機械力に較べると回収量は劣るもの回収効率は上がります。
- ・オイルフェンス等で包囲した海岸を低圧洗浄（海岸を海水で洗い、砂から油を分離させる方法）で油を洗い流し、流れ出した油をひしゃく、ポンプ、強力吸引車などで回収します。
- ・油処理剤を油で汚染された海岸に使

用することができます。この場合、油処理剤は油と十分な接触時間を経た後、満潮や磯波で洗われるようしなければなりません。自然に洗われる可能性がない場合は、ポンプで海水を散布して下さい。

- ・軽度の汚染では、農耕用トラクタや耕耘機で定期的に海岸を掘り起こして油と砂を混ぜ合わせ、自然風化させる方法もあります。



3-3 回収した油の保管

海上で回収した油は、ボックスバージや陸上に設置したピットに移して一時保管します。

海岸で、スキマー等で回収した油は、移動式簡易タンク（組み立て式）に入れて保管します。



回収した油をピットに入れている強力吸引車

回収した油の入ったファスタンク

ひしゃく等を用いて人力で回収した油は、ドラム缶等の小型容器に入れます。



回収した油の入ったドラム缶

強力吸引車等で回収した油は、ボックスバージやピットに入れます。また、移動式タンクの油は、バキュームカー、強力吸引車で吸引し、ボックスバージやピットに移します。



土嚢袋に油を入れている状況

高粘度の油の場合は、土のう袋などに入れることもできます。

3-4 回収した油の処分

国は回収された油の扱いについて、船主が運送活動により排出した産業廃棄物として扱い「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき処理することとしています。

このため、現場で回収された油は収集運搬の許可を有する産業廃棄物処理業者により、適正な産業廃棄物処理施設に搬送され、処理されなければなりません。また、県を越えて油を搬送する場合、搬送先の県の許可が必要となります。

◎ 運送

○海上輸送

回収した油は一般的に粘度が高く、また、ゴミも多量に混入していることから、ガット船やボックスバージなどで海上輸送します。

荷姿がドラム缶やフレコンパックなどの場合、一般の貨物船でも運送できますが、十分な荷崩れ防止の措置を取る必要があります。

○陸上輸送

収集運搬の許可を有する産業廃棄物処理業者のトラックなどで輸送します。

○JR鉄道

JR鉄道は、回収が入ったドラム缶をコンテナーで輸送することができます。

3-5 防除作業の記録

費用請求するために、作業日報を必ず作成してください。

作業状況の写真を撮影しておきますと、費用請求の際役立ちます。



作業日報 月 日 時現在

会社名

(1) 海上作業

船種 船名	出港地 及び出 港時刻	出港地 及び入 港時刻	作業 場所	乗 組 員 数	作 業 員 数	使 用 資 機 材			回 收 油 量 (kl)	備 考 (その他の資機材)
						油処 理剤 (缶)	油吸 着材 (箱)	オイル フェンス (m)		
計 集						人 人	缶	箱	m	kl

(2) 陸上作業

(C) 陸上作業						
作業 場所	作業 員数	作業期間 (自)(至)	使用資機材		回収油量 (kl)	備考 (その他の資機材)
			油処理剤(缶)	油吸着材(箱)		
計	人	年		箱	kl	

車輛稼動明細

車種	台数	作業期間	作業場所	作業内容	備考
計	台				

おわりに

流出事故の実態、回収、分散処理、

海岸清掃等について述べましたが、流出事故が発生した場合、被害を最小限に押さえるためには、これらのことについて、流出事故に関係するすべての

人々が共通の認識を持つことが必要です。

共通の認識がないために、風評被害の発生や誤った防除手法が行われることがあります。(流出事故への対応)が共通認識の参考になれば幸いです。

(寄稿)

海洋汚染の現状とその防止対策

海上保安庁警備救難部 刑事課 環境取締係
環境防災課 環境対策第二係

今日における環境問題は、国民の重大な関心事のひとつであり、我々海上保安庁も海洋環境の保全のため、我が国周辺海域における海洋汚染の監視取締り体制を強化するとともに、油、廃棄物、工場排水等による海洋汚染を巡視船艇、航空機等により発見し、また、海洋環境保全推進員、海事・漁業関係者等海上保安庁以外の協力者からの通報を受けてこれらを確認することにより、我が国周辺海域における海洋汚染の実態を把握してきました。

この成果は、毎年「海洋汚染の現状」として公表し、海洋汚染の状況を計る一つの指標として、海洋環境保全講習会等において広く利用されており、平成12年度における現状は次のとおりです。

I 海洋汚染の発生確認状況

海上保安庁が平成12年に我が国周辺海域において確認した海洋汚染の発生確認件数は610件であり、前年（589件）に比べ、21件（約4%）増加しています。このうち油による汚染は307件、廃棄物、工場排水等の油以外のものによる汚染は272件、赤潮は31件となっています。海洋汚染の発生確認件

数は、海上保安庁が昭和48年に統計を取り始めて以来、昨年最少の件数となっていましたが、平成12年では4年ぶりに上昇件数に転じました。これは前年に比べ、油による海洋汚染の発生件数は減少したもの、同年3月に発生した日本海沿岸大量ポリ容器漂着事案により油以外の汚染の発生件数が増加したことが影響しています。（図1参照）

1 油による汚染

油による汚染は307件で、前年（339件）と比べ32件（約10%）減少しておりますが、それでも全体の約5割を占めています。

これを海域別にみると、東京湾が78件（前年64件）と最も多く、次いで、本州南岸が45件（前年31件）、瀬戸内海（大阪湾を除く）が44件（前年47件）と続いています。（図2参照）

排出源別にみると、船舶からのものが217件（前年257件）と約71%を占めており、陸上からのものが25件（前年21件）、排出現不明のものが64件（前年60件）となっています。

また、原因別にみると、取扱不注意

によるものが100件（前年85件）と最も多く、次いで、故意によるものが58件（前年82件）、海難によるものが42件（前年75件）と続いています。（図3、4参照）

2 油以外のものによる汚染

油以外のものによる汚染は272件であり、前年（224件）と比べ48件（約21%）増加しています。

汚染物質別の内訳をみると、廃棄物によるものが226件（前年181件）と最も多く、次いで、その他（工場排水等）が16件（前年23件）、有害液体物質が30件（前年20件）となっています。

排出源別にみると、陸上からのものが164件（前年141件）、船舶からのものが59件（前年61件）と続いているま

す。

原因別にみると、大部分の233件（前年201件）が故意によるものでした。（図3、4参照）

3 赤潮

赤潮は31件で、前年（26件）と比べて5件増加しました。海域別では東京湾で15件と、赤潮による汚染の約半数が東京湾で確認されています。

II 海洋環境保全に係る調査

前述の海洋汚染の発生確認状況は、海洋に排出された油や廃棄物などにより汚染が発生した件数の面から海洋汚

染をとらえたものですが、海上保安庁では、このほかに、海洋汚染の状態を知るために、さまざまな調査を実施しており、それらの代表的な内容及び状況については次のとおりとなっています。

1 廃油ボールの漂流・漂着状況の調査

海上保安庁は、廃油ボールの実態を把握するため、油、重金属等による海洋汚染を世界的に常時監視するための海洋汚染モニタリング計画（MARPOLMON）の一環として、国際的に統一された観測手法に基づき定期的に我が国周辺海域及び沿岸部における廃油ボールの漂流・漂着状況について調査しています。

平成12年の調査結果によると、漂流廃油ボールの採取量は昨年まで増加傾向にありましたが、平成12年は日本周辺海域においてこの採取量は減少し、本州東岸、南西諸島海域を除き僅かに採取されたのみです。

一方、漂着廃油ボールについては増加傾向にあり、引き続き南西諸島で多く採取されています。（図5、図5-1参照）

また、平成13年3月までは、我が国周辺海域の15定線において定期的に調査を行っていましたが、平成13年4月からは調査の効率化を図るため、14定

線において調査を実施するように改正しました。

2 海上漂流物の実態調査

近年、海洋におけるビニール、発泡スチロール等の海上漂流物による海洋生物への被害等海上漂流物による海洋汚染の問題が世界的にも関心を集めていることから、海上保安庁では実態を把握するため、平成3年1月から我が国周辺海域の15定線において定期的に巡視船による目視調査を実施しています。

平成12年の海上漂流物の実態調査結果によれば、全体の約74%を発泡スチロール、ビニール類等の石油化学製品が占めており、日本周辺海域では本州南岸から九州西岸にかけて多く確認しています。確認した10海里あたりの漂流物平均固体数は、4.0個と前年より5.2個（約57%）減少しています。（図6参照）

III 海洋汚染の防止対策

1 海洋環境の保全指導

海洋汚染の大半は、油の取扱い時の不注意による排出、廃棄物の故意による投棄等の人为的要因により発生しており、海洋汚染の防止のためには、海洋環境の保全に関する思想の普及・啓発が必要です。

このため、海上保安庁では、一般市民が海洋環境保全の重要性を認識し、

海洋環境の保全活動を推進していくため、平成7年度から新たに「海洋環境保全講習会」を開催し、海洋環境保全の意識の高揚を図ることとしています。

平成12年には、全国の部署で延べ697回の講習会を開催し、延べ40,614人の受講者を募り、海洋環境の保全の重要性を呼びかけました。

特に、6月5日の「環境の日」及び11月1日からの一週間を「海洋環境保全推進週間」とし、訪船指導、海洋環境保全講習会の開催等あらゆる機会を通じて、油、有害液体物質等の排出防止及びビルジ等の適正処理、廃棄物及び廃船の適正処理、ゴミの投棄防止等について集中的な指導を実施しています。

また、海洋環境保全のための紙芝居を用い、主に将来を担う児童を対象に海洋環境保全思想の普及啓発活動を実施する他、百貨店や海浜公園での海洋環境保全コーナーの設置等により、広く一般市民をも対象として海洋環境保全思想の普及も図っています。

最近、社会問題となっている船舶の違法投棄については、不要となった船舶の早期適正処分を指導する内容等を記載した「廃船指導票」（オレンジシール）を当該船舶に貼付することにより、廃船の違法投棄防止と投棄者自身による投棄船舶の適正処理についての

指導を強化しています。

平成12年に確認した投棄船舶の隻数は、1,693隻（うち平成12年に新たに確認した投棄船舶（以下「新規確認船舶」という。）1,084隻）で、このうち1,384隻（うち新規確認船舶918隻）に対して廃船指導票の貼付による適正処理指導等を行った結果、994隻（うち新規確認船舶742隻）が処理されました。

さらに、関係機関等に対し、協議の場を通じ、それぞれの地域に適した廃船の適正処理体制の確立を求めていくとともに、広く一般市民の間にも廃船問題に対する関心を高めていくこととしています。

また、年間を通じて、主として海事・漁業関係者を対象に実施されてきた（社）日本海難防止協会及び（財）海上保安協会共催の「海洋汚染防止講習会」に引き続き協力していくこととしています。

さらに、平成8年度から（財）海上保安協会が実施している「海洋環境保全に関する推進事業」に対し、統括海洋環境保全推進員及び海洋環境保全推進員（以下「推進員等」という。）の活動内容を広く一般に周知するとともに、推進員等の活動を積極的に支援・指導するといった協力をを行うことにより、官民一体となった海洋環境保全思想の普及・啓発に努めることとしてい

ます。

2 海洋環境保全のための監視取締り

海上保安庁では、海洋汚染を防止し、美しい海を守っていくために、巡視船艇、航空機の効率的な運用等により、我が国周辺の広大な海域において発生する海洋汚染の監視取締りを行っています。

さらに、海洋汚染事犯、自然環境を損なう事犯といった海上環境事犯の一掃を図るため、期間を定めて年2回（6月及び11月）、「海洋環境保全推進週間」並びに全国一斉の集中的な取締りを実施しています。

海上保安庁が平成12年に送致した海上環境関係法令違反件数は、694件で、前年（765件）と比べ71件（約10%）減少しています。

送致件数を法令別にみると、「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」（以下「海防法」という。）違反が412件（約60%）と大半を占め、次いで、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」違反が203件（約30%）、「港則法」違反が66件（約10%）、「水質汚濁防止法」違反が8件（約1%）等となっており、船舶からの油の違法排出、陸上や船舶等からの廃棄物の違法投棄、臨海工場からの汚水の違法排出等の事犯が主なものでした。（表1参照）

3 外国船舶による海洋汚染の防止対策

海上保安庁が我が国周辺海域において確認した外国船舶による海洋汚染は、ほとんどが油によるものです。

平成12年に、我が国周辺海域において確認した外国船舶による海洋汚染の発生件数は59件（前年58件）で、そのうち油による海洋汚染は51件でした。船舶からの油による汚染発生件数276件（前年318件）のうち、外国船舶によるものが約22%を占めており、これを海域別にみると、我が国領海内で発生した汚染は42件（前年40件）、領海外（排他的経済水域又は公海）で発生した汚染は9件（前年16件）となっています。

外国船舶からの油による海洋汚染の原因としては、燃料油取扱い作業中の初步的ミスによるものが多くを占めています。

このため、あらゆる機会を利用し、外国船舶の乗組員に対し、関係法令の周知、海洋汚染の未然防止のための具体的な対策を講じるよう油排出事故防止指導を行っています。

また、国連海洋法条約の締結に伴い、平成8年7月20日から、領海に加え、排他的経済水域及び大陸棚にある外国船舶による海上環境事犯について、一定の条件の下に海防法等を適用して取締りを行っています。海上環境

事犯を引き起こした外国船舶については、船舶の航行の利益に考慮した、いわゆる「担保金制度」が適用されており、海上保安庁が平成12年に外国船舶に対し担保金制度を適用した件数は34件となっています。（表2参照）

IV 主な油排出事例

「バルブ操作ミスによる燃料油排出」

平成13年4月18日、大阪港において、外国籍油タンカー一等航海士が積荷である軽油を揚荷後、ストリッピングポンプを使用してタンク内残油を浚う際、バルブ操作を誤った過失により軽油約900リットルを排出した。

「油量確認ミスによるもの」

平成13年1月9日、京浜港において外国籍貨物船機関長が燃料油であるA重油を搭載中、燃料タンクのレベルゲージが信頼できないことを認識しているながら、燃料タンクへの搭載量を正確に把握しないまま漫然と作業を実施した過失により、A重油約240リットルを海域に排出した。

V おわりに

海上保安庁では、「未来に残そう青い海」をスローガンとして、陸上・船艇・航空機の職員が一体となって、海洋汚染の監視取締りはもとより海洋環境の保全指導等海洋汚染の防止に取り組んでおり、油等による海洋汚染の防止を訴えるため、その指導対象を一般の人々にまで広げ、啓発用資料を作成・配付する等の活動を積極的に展開しておりますが、「青い海」を未来に残すためには、皆様のご理解とご協力が不可欠であることはいうまでもありません。今後とも、海洋環境保全講習会や地区海洋環境保全推進運動等への

参加、海洋汚染発見の際の「118番」又は、最寄りの海上保安部署への通報等についてよろしくお願ひいたします。

なお、海上保安庁では、今後とも海洋環境の保全に向け、海洋汚染の監視取締りを行う一方、海事関係者のみならず海洋レジャー関係者等の一般国民も対象に講習会を開催する等国民との触れ合いの場を設け、海洋環境の保全に関する指導・啓発活動の充実強化を図るとともに、特に、次世代を担う青少年に対する啓発活動にも積極的に取り組んでいくこととしています。

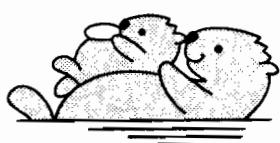


図1 海洋汚染の発生確認件数の推移（平成12年）

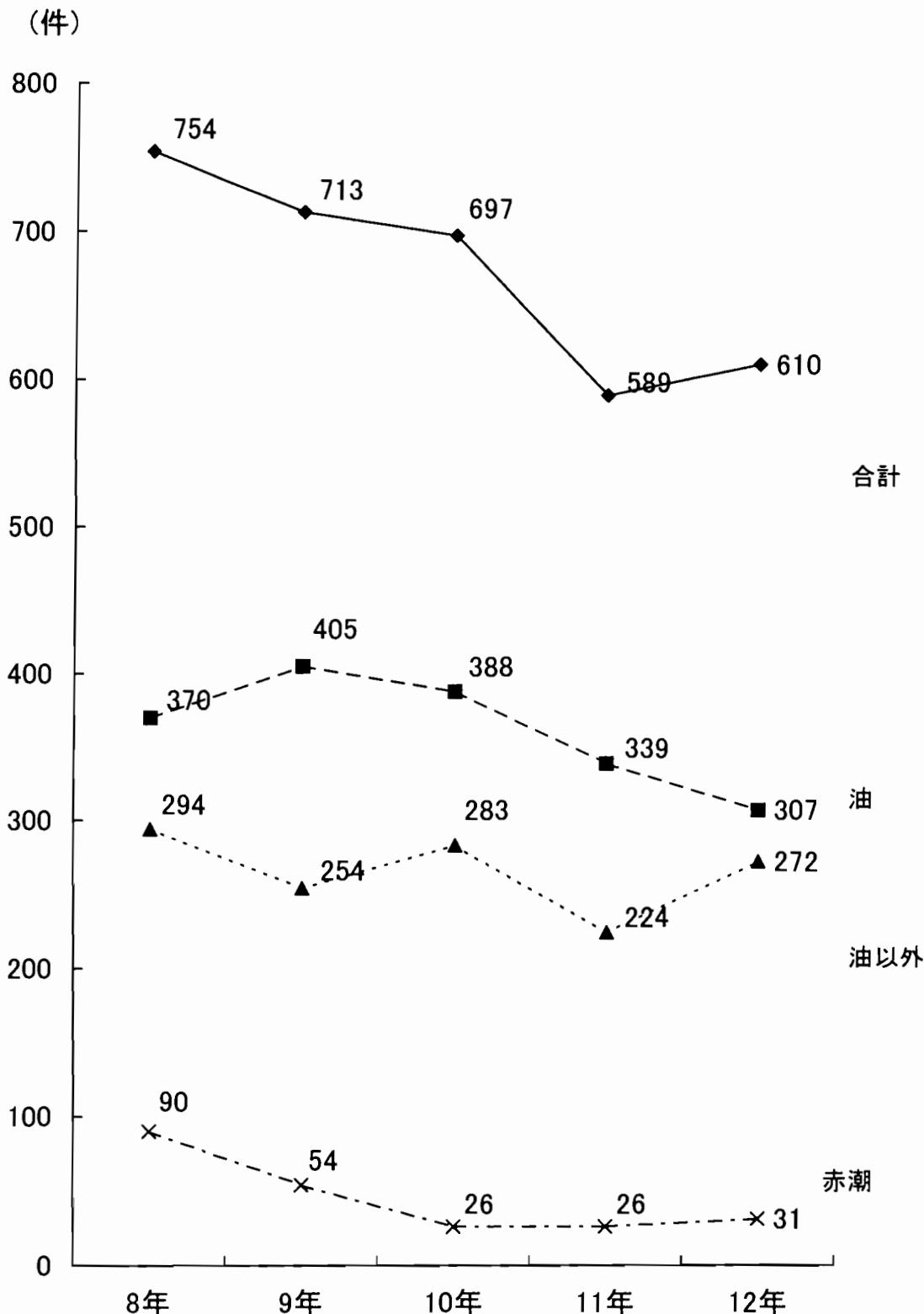


図2 海洋汚染の海域別発生確認件数（平成12年）

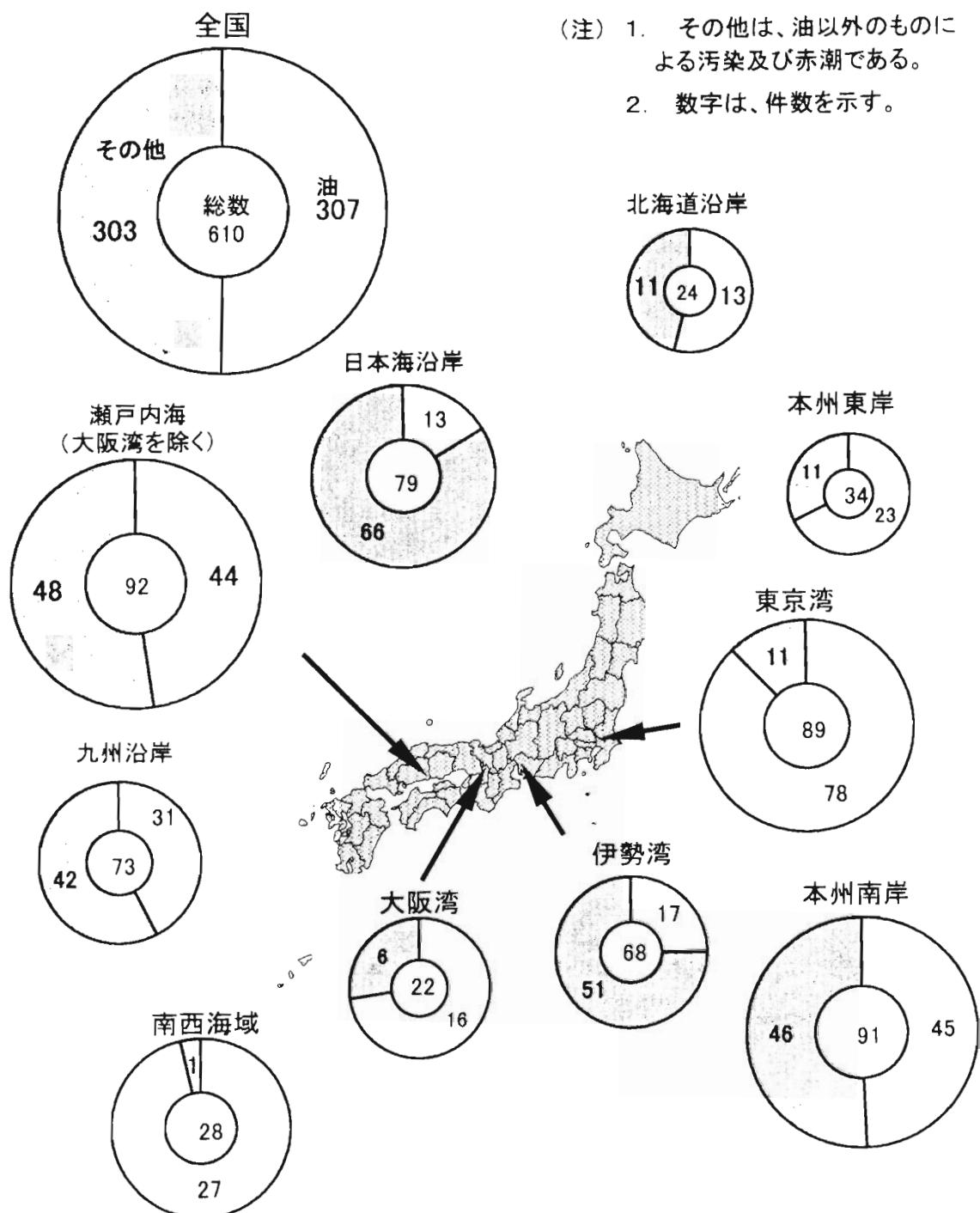


図3 油による海洋汚染の排出源別・原因別発生確認件数（平成12年）

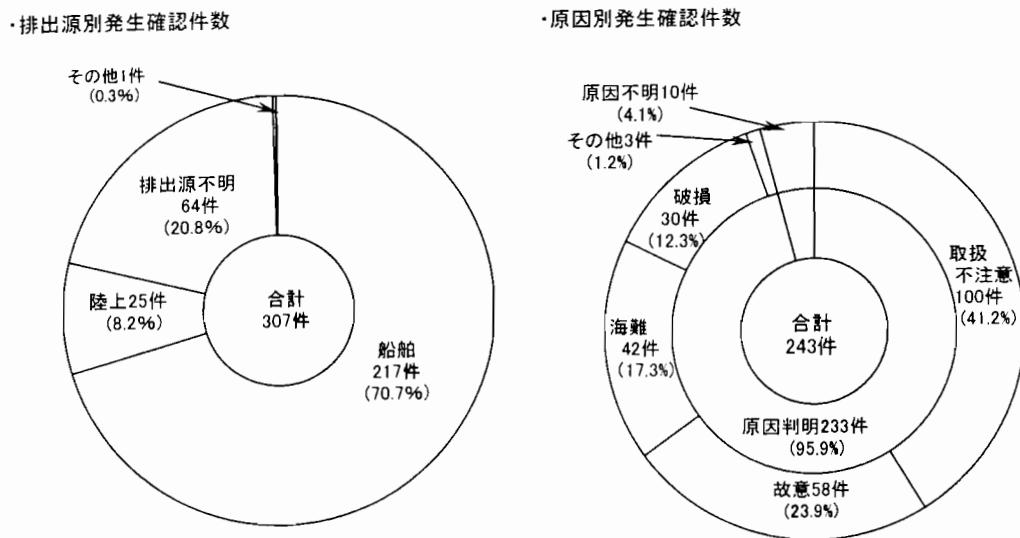


図4 油以外による海洋汚染の排出源別・原因別発生確認件数（平成12年）

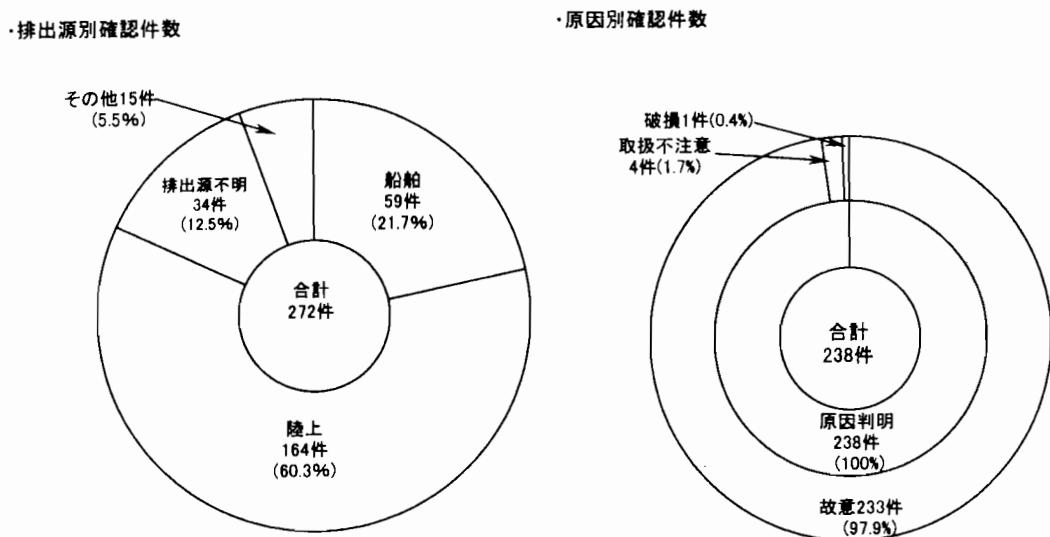
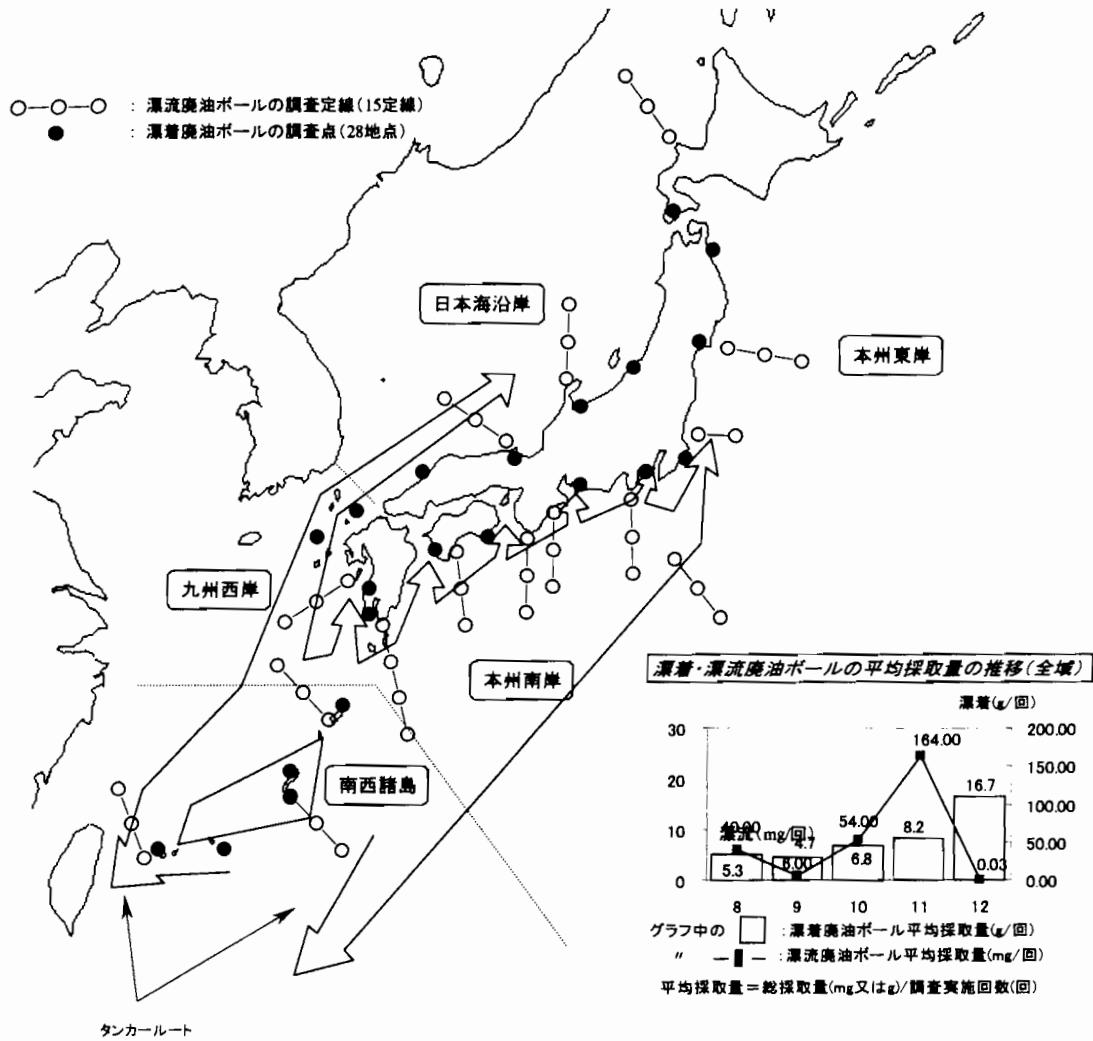


図5 日本海周辺における廃油ボールの漂流・漂着調査結果（平成12年）



	漂流廃油ボール	漂着廃油ボール
	平均採取量(mg/回)	平均採取量(g/回)
日本海沿岸	0.04	0.1
九州西岸	0.07	1.4
本州東岸	0	0
本州南岸	0.03	0.4
南西諸島	0	80.2
全 域	0.03	16.7

図 5－1 日本海周辺における廃油ボールの漂流・漂着調査結果（平成13年4月以後）

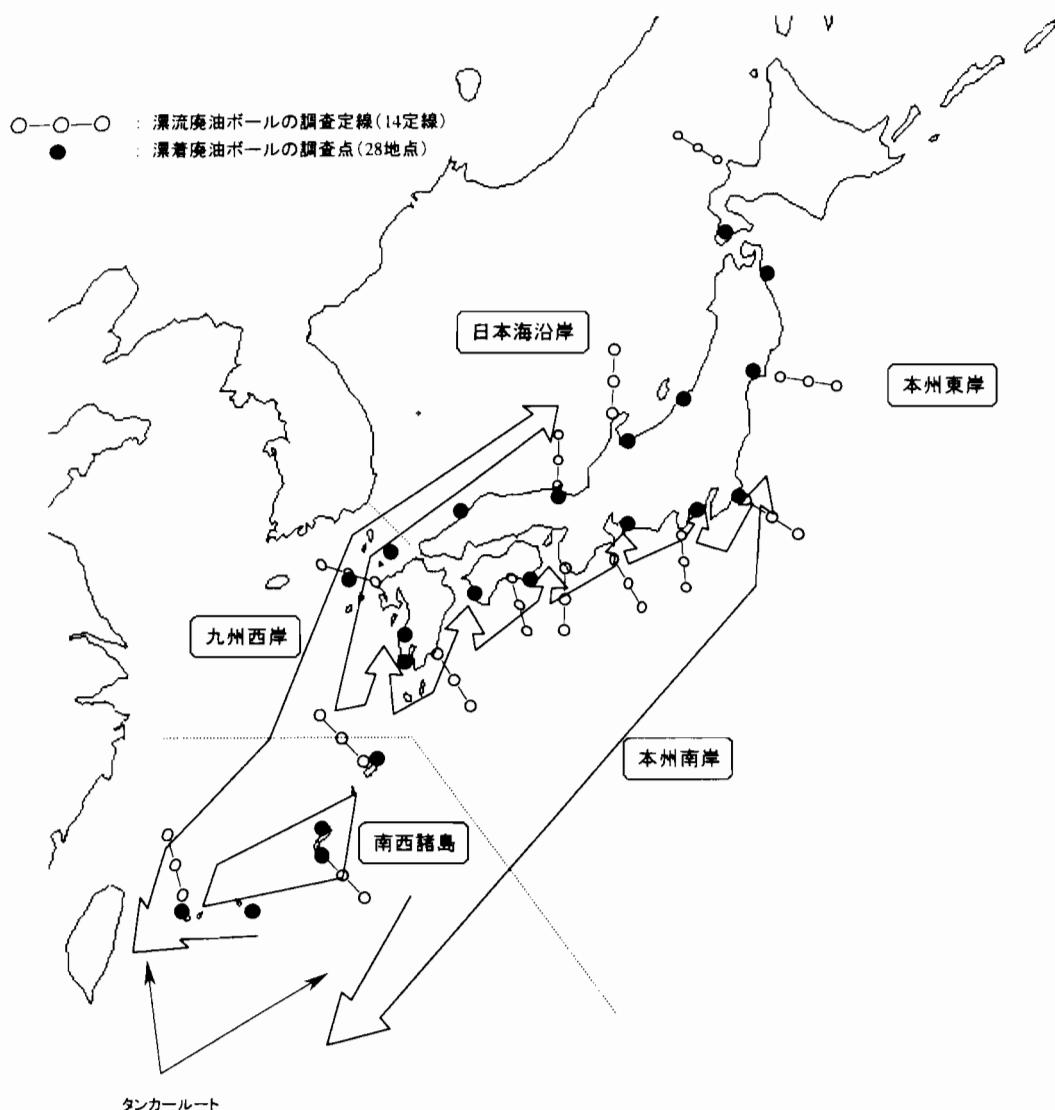


図6 日本海周辺海域における海上漂流物目視調査結果（平成12年）

○—○—○：海上漂流物の目視調査定線(15定線)

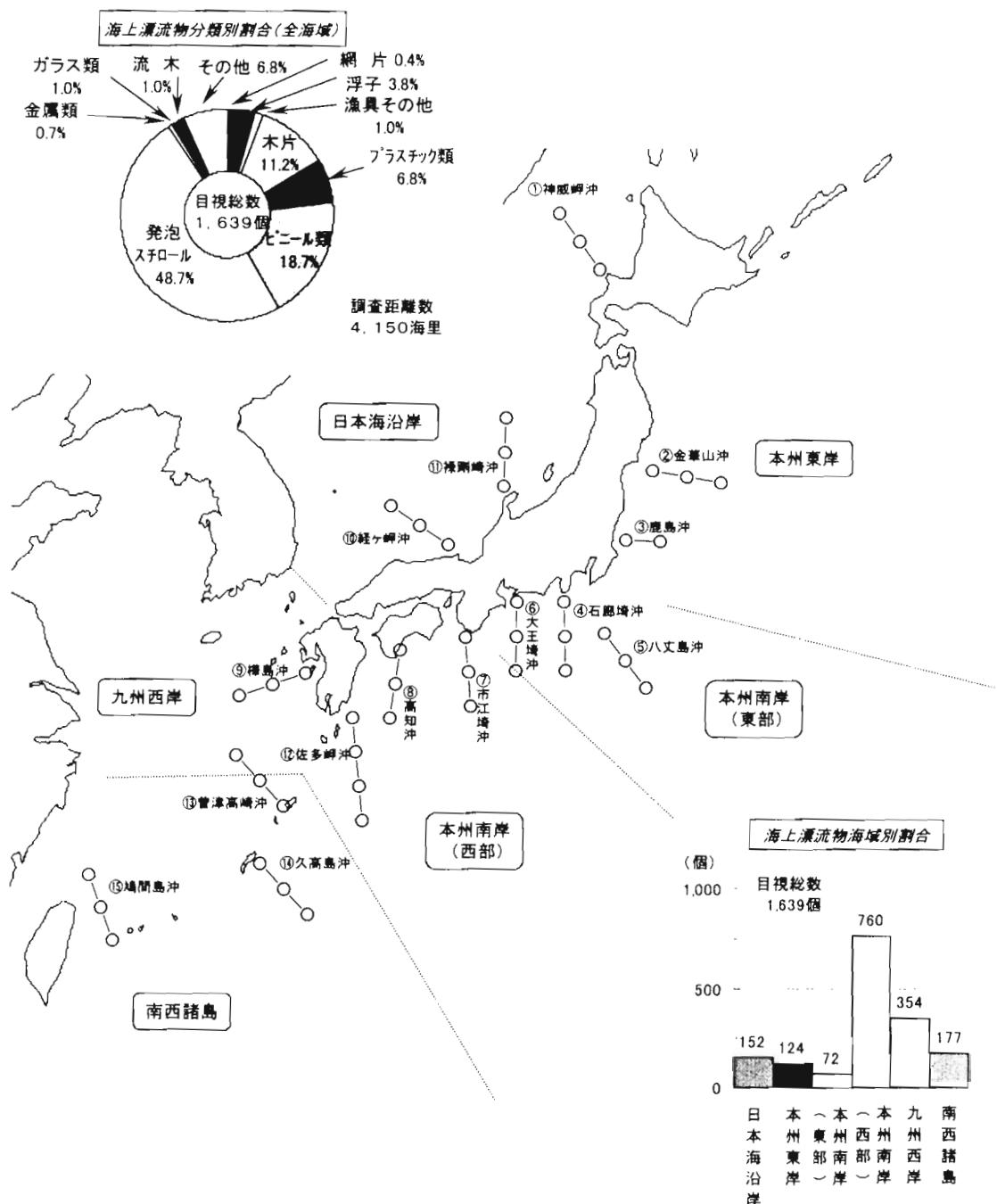


図7 投棄船舶等の状況の推移（平成12年）

(隻数)

2000

1500

1000

500

0

()内の数字は当該年に処理された隻数

(1,208)
1,818

(1,188)
1,693

(773)
1,305

(674)
1,264

(891)
1,511

248

673

198

1000

211

当該年に確認された
船舶のうち未処理の
もの

当該年に確認された
船舶のうち処理され
たもの

当該年に前年以前に
確認された船舶のうち
未処理のもの

当該年に前年以前に
確認された船舶のうち
処理されたもの

当該年以前に確認さ
れた隻数

712

当該年以前に確認さ
れた隻数

593

732

532

372

218

1000

412

208

294

609

315

当該年に確認された
隻数

1,084

873

当該年以前に確認さ
れた隻数

294

8

9

10

11

12 (年)

注1 「当該年前年以前に確認された投棄船舶」とは、当該年前年以前に投棄された船舶であつて、未処理のまま当該年に繰り越されたものをいう。

2 海難による放置船舶(乗揚げ又は沈没等の海難に遭遇した船舶のうち、海岸線付近又は海底に放置されている状態のもの。)は含まない。

3 投棄船泊とは、海防法違反の状態であると海上保安庁が認めた船舶のことを指す。

表1 海上環境関係法令違反送致件数の推移（平成12年）

(単位：件)

区分 令名	違 反 事 項	送致件数				
		8年	9年	10年	11年	12年
海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律	船舶からの油排出禁止規定違反	188	166	193	144	152
	船舶からの有害液体物質排出禁止規定違反	69	84	36	6	32
	船舶からの廃棄物排出禁止規定違反	26	73	39	66	35
	廃船等の投棄禁止規定違反	122	101	171	183	135
	その他の規定違反	59	80	61	86	58
	小 計	464	504	500	485	412
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	廃棄物の投棄禁止規定違反等	197	119	188	186	203
水質汚濁防止法	排水基準に適合しない排出水の排出禁止規定違反等	11	16	14	14	8
港則法	廃物投棄禁止、貨物の脱落防止設備規定違反等	113	121	106	78	66
その他の法令	都道府県漁業調整規則違反等	2	5	6	2	5
合 計		787	765	814	765	694

表2 外国船舶による海洋汚染発生確認件数等の推移（平成12年）

(単位：件)

			平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	
海 洋 汚 染 の 発 生 確 認 件 数	油による汚染	日本の領海内	52	57	55	40	42	
		日本の領海外	28	23	22	16	9	
		小 計	80	80	77	56	51	
	(船舶起因の汚染に占める割合)	油以外のものによる汚染	1	3	3	2	8	
		合 計	81	83	80	58	59	
		(船舶起因の汚染に占める割合)	(20%)	(20%)	(22%)	(18%)	(21%)	
担保金制度適応件数			20	50	44	33	34	
旗国通報件数			19	5	10	9	6	

(寄稿)

平成13年度漁場環境保全対策関係新規予算の概要

水産庁増殖推進部漁場資源課
指導第二係長 丸山徳仁

現在、漁場資源課は、大きく分けて漁場環境保全対策関係と資源調査等関係の2つの分野について事業を推進しているところですが、ここでは、平成13年度漁場環境保全対策関係の新規予算の概要について、いくつかお知らせ致します。

1 漁場環境保全推進事業のうち漁民の森づくり活動推進事業

(補助金) 予算額 119,560千円

水産基本政策改革プログラムにおいて「川上から川下に至る一貫した環境保全のための国民的運動の喚起」を図っていくこととされており、そのための施策を講じる必要があります。

他方、近年、森林の荒廃や河川環境の変化が原因と考えられる漁場の荒廃現象が各地において生じている中、豊かな漁場を維持するうえで森林から供給される河川水が重要な役割を果たしていることへの認識が高まっています（「森は海の恋人」）。

このような認識のもとに、山に木を植える漁業者の活動の取り組みが各地に広がりつつあり、高い評価を受けています。しかしながら、未だ点的な状

況でしかなく、又、参加者の範囲が漁業者にほぼ限られていること、地域間の繋がりが乏しいことなどから、その運動が国民的運動となるには至っていません。

一方、森林や自然河川に対する一般市民の関心が高まるとともに、豊かな自然環境に親しみこれを保全しようとする市民の活動も増えています。

このような状況の中で、漁業者が始めた「漁民の森」づくり活動について、如何にして幅広い市民の理解と参加を得て、良好な漁場環境を維持するための国民的な運動にまで発展させるかが、重要な課題となっています。

そのため、全国的な運動のネットワーク化や森林の漁場に対する利用の実証化等を図りつつ、河川管理等との連携の下に地域において協議会を組織して行う漁民の森づくり活動について支援をおこないます。

2 漁場環境保全調査研究等事業のうち海洋廃棄物生物影響調査事業

(委託費) 予算額 62,074千円

海洋において廃棄物等による海洋生

物への影響が指摘されていることから、この問題に適切に対処するための調査が必要となっています。

(1) 近年、海洋における廃棄物が増加しており、海洋生物に及ぼす影響について国際的な問題意識が高まっています。固体廃棄物のゴミにあっては廃漁網の絡まりやビニールの誤飲等による生物への影響が問題となり、また、非固体性の石油による汚染はプランクトンへの蓄積を通じて海洋生態系への影響が危惧されています。

このため、北太平洋における固体廃棄物の移動・集積にかかる実態調査を行うとともに、これが生物に及ぼす影響等の実態を把握し、また、石油のプランクトンへの蓄積等を調査し、石油による汚染が海洋生態系に及ぼす影響をモニタリングします。

(2) 我が国沿岸・沖合では多くの漁具が使用されているが、それらが様々な原因で逸失するものが多いといわれており、流出後においてもこれらの漁具が漁獲能力を持ち続け、水産資源に影響を与えていたりゴーストフイッシング現象があるという指摘がなされています。

しかしながら、漁場にこのような流失漁具がどの程度あるのか、魚介類への影響がどのようなものである

のか等、その実態が明らかでないため、その実態を明らかにするとともに、流失の原因を解明し、流失規模等の実態も把握します。

(3) 平成9年1月に日本海で発生したロシア・タンカー“ナホトカ号”的船体折損事故により、水深2,500㍍に沈没した船尾部には、約1万KLの油が残存し、現在も引き続き一部が湧出しています。

しかし、湧出油が生態系に与える長期的影響については、比較するデータベースの欠如や自然変動との分離及び調査・評価手法の未確立のため、現在、科学的に評価するまでに至っていないことから、湧出地点におけるプランクトン等の生物群集の構造のモニタリングと油分のプランクトン食物連鎖への取り込み等の調査を行い、データベースの集積等を図ることにより、湧出油が沖合生態系に及ぼす長期的影響の解明を図るとともに、今後同様の事故が発生した場合に備えたデータベースの構築を行います。

以上が平成13年度の漁場環境保全対策における新規予算の概要です。

なお、継続分を含めた全体の漁場環境保全対策関係予算につきましては、次頁のとおりであります。

平成13年度漁場環境保全対策関係予算

(単位:千円)

		13年度 概算決定額	12年度 予算額	(備 考)
漁場環境保全対策	(1)漁場環境の保全			
	① 漁場環境保全対策			
	漁場環境保全方針策定推進事業(委)	58,308(0)		漁場環境保全方針を策定し、全国及び一定規模の水域ごとの漁場環境施策を推進
	藻場・干潟環境保全事業(委)	54,000(82,500)		藻場・干潟の実態及び消長原因等に関する調査並びに一般市民への漁場環境保全のための啓発普及活動を実施
	漁場環境保全推進事業(補) (既存分)	256,465(195,126) 136,905(195,126)		漁場環境監視体制の強化、廃棄物除去等の海浜・漁場環境の美化等を総合的に推進
	漁民の森づくり活動推進事業	119,560(0)		漁民の森づくり活動を推進するため、全国的レベルでの情報・研究活動を推進
	漁民の森づくり推進事業(補)	9,761(0)		漁民の森づくり活動を推進するため地域レベルの植樹活動等を推進効率的な海浜及び漁場の美化を総合的に実施するための指導者の養成等の実施
	漁場環境保全総合美化推進事業(補)	6,320(11,970)		
	発電所取放水内湾漁業影響調査(委)	20,461(0)		内湾域において発電所取放水が周辺海域の漁業に及ぼす影響に関する調査等
	② 赤潮・貝毒対策			
赤潮・貝毒被害防止対策事業(委)	92,510(130,027)		赤潮・貝毒による漁業被害を防止・軽減するための調査・技術開発	
赤潮・貝毒防除基盤技術開発事業(委)	11,722(0)		赤潮・貝毒防除のための基盤技術等の開発	
③ 油事故対策				
漁場油濁被害対策(補)	156,287(157,969)		原因者不明の汚染漁場の清掃、油濁防除技術の開発等	
油汚染漁業影響情報図等作成調査(委)	9,025(11,142)		油汚染事件発生の際の被害を最小限とするための諸情報を収集・整備	
④ 有害物質対策				
ダイオキシン類等漁業影響調査(委) (食の安全環境確立プロジェクト)	165,825(184,250)		魚介類中におけるダイオキシン類等の蓄積状況の全国的な実態把握及び魚介類中のダイオキシン類等の効果的な削減方策の検討等	
内分泌かく乱物質等漁業影響調査(委) (食の安全環境確立プロジェクト)	156,333(223,333)		内分泌かく乱物質による海産生物への影響評価を可能とする手法の開発及び内分泌かく乱物質の魚介類への影響実態把握等	
有害物質漁業影響評価・対策調査(委)	5,841(-8,344)		有害物質による魚介類汚染の調査等	
(2)生態系の保全	希少水生生物保存対策推進事業(委)	14,184(-16,422)	データブック掲載種等について保護手法検討のため現地調査及び増殖保存試験等	
	持続的利用国際連携推進事業(委)	7,006(0)	ワシントン条約の附属書掲載基準の検討、国内外NGOとの連携等	
	サメ・海鳥の保全管理プログラム調査(委)	10,121(-15,120)	サメ類の管理及び海鳥の混獲対策に関する行動計画の策定等	
	海洋廃棄物生物影響調査(委)	62,074(0)	海洋における廃棄物等の実態及びこれによる海浜生態系や水産資源への影響を調査	
	海洋生物混獲防止対策調査事業(委)	57,000(0)	混獲防止技術及び混獲対象種増殖技術の開発及び実用化試験	
	野牛水生生物共存対策事業(補)	30,800(0)	トによる魚貝被害を防ぐため被害を受ける定置網の高強度化の促進	
	生物活性型漁場環境改善調査(委)	5,557(6,860)	貝殻の環境浄化機能を利用した環境改善方策を検討するための調査	
	海浜生物生息環境調査事業(補)	7,936(-15,030)	海浜生物の現状について、ボランティア等を活用した定点調査等	
(前年度限りの経費)				
漁場環境影響総合評価対策手法確立等事業(補)	(17,561)			
漁場環境修復推進調査(委)	(35,884)			
海洋生態系保全型漁業確立実証調査(委)	(45,386)			
発電所取放水広域漁業影響調査(委)	(22,735)			
ワシントン条約等対策調査(委)	(5,720)			
(他課計上分)				
水産基盤整備費補助(計画課計上)のうち				
漁場環境保全創造事業	2,295,000(2,294,700)			
(事業費計)	1,197,536(1,185,379)		*他課計上分は含まない	
経常事務費	1,153(-1,153)			
漁業調査取締指導等	12,495(-12,495)			
漁場環境保全対策費	75,607(121,659)			
指導事務費(海洋廃棄物生物影響調査)	(-46,490)			
(事務費計)	89,255(181,797)			
合 計	1,286,791(1,367,176)			
漁場資源課総計	事 務 費	1,023,278(2,699,836)		
	事 業 費	8,424,699(7,184,540)		
	合 計	9,447,977(9,884,376)		

(隨想)

元気な漁師の朝市 1

前北海道指導漁連参事 柳沼武彦

魚価安、後継者不足、不漁と、とかく漁業は厳しいという代名詞をはねのけ元気な漁師の朝市が全道でたのもしい活況を呈し、開店する各浜では新鮮な魚を求めてお客様が行列を成し、売り子の漁協婦人部員や漁師さんはお茶を飲む暇もないと、うれしい悲鳴をあげている。

業界誌の「水産北海道協会」がこのほど出版した「北のさかな産直でどうぞ」によると、道内110漁協のうち6割の62の漁協で何らかの形で産直、または朝市などを開催し消費者や関係筋と直接の取り引きを行ない、大きな成果をあげているという。

このうち朝市の草分け的存在の厚田漁協では、平成8年から、毎年4月から7月まで、時化ない限り毎日開かれている。毎朝、水揚げしたばかりの魚介類を漁港構内で直接販売する「朝市」を開設、大きな成果をあげている。ここには、毎朝、多くの一般消費者や業務筋の居酒屋、寿司店経営者や、その家族、常連客の輪も大きく広がり、開設中4ヵ月間の売上高は全販売取り扱い高の12~13%、約8千万円にのぼり、多い日で一日10万円も売れるとか。こうした同漁協朝市の成功は近隣はもとより全道に波及、「厚田に続け」と、取り組みを始めた漁協も多い。

どこの浜でも朝市がうまく客を集める

成功の秘訣は共通している。第一に水揚げ直後の鮮度だろう。魚介類を美味しくいただくのは何といっても新鮮なとれたてが一番。活魚とまでいかなくとも、どれも新鮮で刺身でもOK。二次加工して販売できることも魅力だ。第二に価格の安さだ。卸値で直販される魅力は価格の安さだが、これが長続きするためには、安過ぎてもダメ、高くては勿論売れない。そこで厚田漁協では朝市部会をつくり価格を調整している。即ち販売価格は通常の出荷先である札幌市中央卸売市場の市況を参考に決めている。「中央市場」の卸値より高くも安くもできない。高くなるとみんな朝市に出すため、漁協から札幌市場への出荷が減るし、安くすると朝市が成り立たない。双方のバランスを保つよう部会で統一価格を決める。統一価格を基本的に崩さないが常連客には目方や「もう一品」でおまけして喜ばれる。第三はこうした相対（あいたい）売りの良さ、人によっては魚の食べ方も伝授するなど魅力がいっぱい。デパート、スーパーにはない鮮魚売り場の良さがここで満載の「漁師の朝市」は益々大繁盛である。どうりで最近元気な漁師が多いと思った。これも環境共生思考の流れと言うのか。

※厚田漁協（石狩川河口から約20km北、厚田村）

元気な漁師の朝市 2

カワヤツメ大盛況

春の陽気が一段と輝きはじめる四月中旬、石狩川の下流域に位置する内水面漁協の江別漁協が主催する「江別ヤツメうなぎ祭り」が今年も開かれた。江別市内の真中で開かれる恒例のヤツメうなぎ即売会は大盛況となる。それを承知で時間前に会場を訪ねると予想通り既に朝から人の行列ができていて、祭りの雰囲気を醸し出していた。

販売されるのは、「生ヤツメ」「各種ヤツメ加工品」。加工品にはヤツメソーセージ、干しヤツメ、ヤツメ蒲焼き、栄養ドリンク等々、どれも市価の半額か三割引きだが何故か人の行列は生ヤツメ特売場前にできていた。生ヤツメは市販されておらず、しかも今日は三匹で千円と安い。集まった約500人の人々の群れは殆ど「生ヤツメ」狙いの集団であった。まだ開店一時間も間があるというのに行列は既に7、80メートルになっていた。

この異常な行列を見ながら、私は「どうして、こんなに生ヤツメに人気が集まるか不思議に思って聞いて見た。売り子のおばさんは「何と言っても美味しいからね」。行列の人は「毎年來てるしね。ヤツメはビタミンが豊富だから美味しいよ」といった答えた。行列を離れて座っているひとに話しかけてみると、「生ヤツメを二枚に下ろしてくれないというので生はやめた。女房が希望するので女房が並んでるよ」と行列の方を向いて

あごをしゃくった。また行列が倍ほど長くなっていた。

この不思議な現象を横目で見ながら私は加工品の列に並んだ。このフィーバーは果たして何だろう。「自然もの天然ものを好む、やはり環境志向か」と自問自答しながら考えてみた。「第一に安い」「第二に日頃市販されておらず珍しい」その背景は人々の「健康志向の食べ物である」などくらいしか思い当たらない。「どうしてこんなに盛況なの。」と主催者に聞いてみた。顔見知りの熊谷組合長は「いつもこのくらい人は来るよ。」とケロッとしている。同じく顔見知りの渡辺参考に聞くと「今年は漁が悪いから宣伝するなと言ったのに新聞に出てしまった。この人では品物が足りないよ。」と心配顔。「今年はどのくらい獲れたの。」と聞くと「例年六万トンなのに昨年は半分の3万トン。今年も獲れなくて参ったよ。」「五、六、七月は産卵期なので禁漁して資源保護につとめているが河川工事が多くて年々先細りよ。」と親子三代目のヤツメ漁師の組合長は吐き捨てるように言って顔を曇らせた。開店時間が来て30分で売り切れとなる。大盛況だった。

油濁基金の平成12年度事業の概要

平成12年度事業計画に基づき、原因者不明の漁場油濁事故に対する漁業被害救済事業及び防除・清掃事業ならびに漁場油濁の被害防止に関する調査啓発事業等を実施した。

漁業被害救済事業については、漁場油濁被害のうち被害救済の対象となるものは前年度に引き続きなかった。防除・清掃事業については、漁業被害額等の認定のため中央漁場油濁被害等認定審査会(以下「中央審査会」という。)を開催し、慎重審議を行い、その審査結果を受け、防除費用を認定し、被害漁業者に対して防除費を交付した。

調査啓発事業については、油濁被害の発生を未然に防止又は軽減する対策を確立するための調査研究及び技術開発を行うことを目的として、引き続き油濁被害防止対策事業を実施した。また、会報の発行、油汚染防止対策ポスターの作成等により広報・普及に努めるとともに、被害漁業者に交付した救済金等の配分状況検査を実施した。

さらに、引き続き水産庁の委託を受けて、油汚染漁業影響情報図等作成調査事業を実施した。

1. 漁業被害救済事業

平成12年度の漁場油濁事故のうち、本制度の漁業被害救済事業の対象とする50万円以上の漁業被害はなかった。本年度においても、油流出事故はあったものの、漁業者による早期発見と迅速な防除措置により、被害が未然に防止されたものが少なからずあった。

2. 防除・清掃事業

平成12年度(1~12月)に防除・清掃事業の対象となった事故は6件で、その費用の認定額576万円を支弁した。これは前年度に比べて、件数で7件、金額で3,282万円の減となった。

発生件数は、従来から事故多発地帯である沖縄県海域で3件及び鹿児島県薩南諸島海域で2件、福井県で1件であった。

油の性状は、オイルボールの漂着が鹿児島県で2件、沖縄県で3件、液状油の漂流・漂着が福井県で1件であった。発生時期は、4~6月が2件、7~9月が3件、10~12月が1件であった。

これらの漁場油濁事故に対し漁業者等が、沿岸漁場の磯根資源等への被害

を未然に防止又は軽減するため海上での吸着マット等による油の回収、海岸での清掃及び回収した油等汚染物の廃棄処理等の防除・清掃事業を実施した。

3. 調査啓発事業

(1) 油濁被害防止対策事業

油濁被害の未然防止及び軽減のため、これらに関する調査研究及び漁業者等への指導等を引き続き実施した。本年度は、生物的油濁処理技術開発・効果的利用検討事業、漁業被害自衛計画策定指針等作成事業及び漁場油濁汚染防止啓発・指導者養成事業を実施した。

これらの事業の実施については、学識経験者等で構成する検討委員会、専門部会、ワーキング・グループをそれぞれ設置して事業実施計画、実施結果等、事業全般について広範、かつ、専門的見地から検討を行った。また、事業の一部については専門調査機関等に委託して実施した。その概要は次の通りである。

ア 生物的油濁処理技術開発・効果的利用検討事業

本年度は、これまで検討してきた結果に基づき、粉末処理剤を改良・開発し、これを自然海浜での潮汐変化等を模したフィールド模

擬装置を用いて試作剤の有効性の評価試験を行い良好な結果が得られた。

さらに、本年度は、これまでの試験で有効性が認められた試作剤及び本年度開発した粉末型処理剤を用いて、京都府舞鶴市の京都大学水産実験場の実海域におけるフィールド試験フィールド試験に着手した。

イ 漁業被害自衛計画策定指針等作成事業

漁場油濁被害の拡大防止を図るためにには、漁場を利用している漁業者及び漁業関係者による迅速、かつ、的確な対応が肝要である。このため、各地域における自主的な漁場自衛計画の策定を促進するための指針作りを実施するとともに、漁業被害自衛計画の実践に当たって漁場利用の特性を考慮しつつ、油回収、処理方法等を解説したマニュアルを作成することとなった。

平成12年度においては、学識経験者等による「漁業被害自衛計画策定等専門部会」を設置し、自衛計画策定指針の構成及び内容について検討した。

この他、海外における油汚染事故の対応に関する情報の収集を行

った。

ウ 漁場油濁防止啓発・指導者養成事業

油による漁場汚染の防止のためには、船舶や陸上施設等の事業運営者の関係法令の遵守はもとより、一般市民等の環境保全意識の啓発や情報の普及も極めて重要である。

また、漁場油濁事故が発生した場合、被害の未然防止や被害を最小限に食い止めるためには、地域の漁業者が事故現場で速やかに対処することが極めて肝要である。

このため、本年度は、水産庁、海上保安庁等の協力を得て、関東沿岸域の漁場関係情報のポスター等を日本語版と英文版で作成し、関係者や外国船舶関係者等に配布した。また、漁場油濁事故が発生した場合の初動通報・連絡先一覧を載せたポスター「油をみたらすぐ通報」を作成、関係先に配布するとともに、一般市民も対象として、油汚染事故関連情報をインターネットにより提供した。

更に、油汚染防除に関する現場の実践者、指導者を養成するため、油流出事故等発生後に必要となる基本的な知識の対応策の重要性や、現場における実技指導等を

内容とする講習会を開催し、宮城県七ヶ浜町、大分県蒲江町及び都内で行い、漁協関係者等合計約160名の参加があった。

(2) 油汚染漁業影響情報図等作成調査事業

「1990年の油による汚染に係る準備、対応及び協力に関する国際条約(OPRC条約)」に基づき、「油汚染事件への準備、対応のための国家的な緊急時計画」(平成7年12月閣議決定、平成9年12月改定)が策定され、これにより必要とされる各海域毎の諸情報を国の各機関が各分野毎に整理することが定められた。

このため、水産分野においては漁業に関する情報を収集・評価し、油汚染が発生した際に漁業に関する被害が最小限となるよう、漁業者等の迅速な対応に必要な情報図等を作成することとされ、平成9年度から水産庁の委託を受けて実施することになった。

本年度は、引き続き、学識経験者等で構成する「油汚染漁業影響情報図等作成調査検討委員会」において専門的見地から検討を行い、北海道沿岸域、東北(太平洋)沿岸域、東海沿岸域及び山陰沿岸域の4海域について情報図及び電子化したデータベースを作成した。なお、この業務

の一部を関係道府県及び専門機関に委託して実施した。

(3) その他

ア 救済金等配分状況の検査

救済事業等の円滑・適正な推進に資するため、前年度に支払われた防除費の交付金が申請者である漁協において被害漁業者に迅速かつ適切に配分されたかについて、当基金の職員及び当基金の委嘱した漁連等の職員により検査・指導を行った。

イ 啓発普及活動等

(ア) (財)千葉県漁業振興基金及び瀬戸内海漁場環境保全対策連絡会の東京湾及び瀬戸内海における漁場油濁事故の防止対策に関

するポスターの作成に対し、引き続き後援した。

(イ) 定期刊行物「油濁基金だより」を2回発行し、関係機関、漁協等に配布し、当基金の活動状況の周知、油濁事故の防止、漁場環境保全意識の啓発に努めた。

(ウ) 瀬戸内海漁場環境保全対策連絡会が開催した会議に出席し、油濁防止対策に係る啓蒙活動に協力した。

(エ) 全漁連・関係府県漁連で構成する「全漁連ナホトカ号油流出事故漁業被害対策協議会」等に参加・提携し、情報交換及び指導助言した。



平成12年度 漁場油濁被害救済実績

1. 被害発生状況

(単位:円)

件数	認定額	漁業被害(4~3月)		防除・清掃(1~12月)	
		件数	認定額	件数	認定額
6	5,767,726	—	—	6	5,767,726

2. 都道府県別発生状況

(単位:円)

区分 都道府県	件数	認定額	漁業被害(4~3月)		防除・清掃(1~12月)	
			件数	認定額	件数	認定額
福井	1	885,130			1	885,130
鹿児島	2	360,705			2	360,705
沖縄	3	4,521,891			3	4,521,891
合計	6	5,767,726	0	0	6	5,767,726

3. 月別発生状況

(単位:件)

区分	月別 平成 12年	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
		漁業被害 (4~3月)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
防除・清掃 (1~12月)	—	—	—	2	—	—	1	1	1	1	—	—	—	—	—	—	6

年次別漁場油濁被害救済実績

(単位：百万円)

区分 年次	合 計		漁業被害（4～3月）		防除・清掃（1～12月）	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
昭和50年	18	161.3	7	143.1	11	18.2
51	67	261.9	14	172.6	53	89.3
52	87	178.0	14	73.5	73	104.5
53	105	201.5	9	85.7	96	115.8
54	87	366.3	12	222.6	75	143.7
55	68	300.5	14	190.8	54	109.7
56	75	394.4	17	285.1	58	109.3
57	38	245.3	8	165.3	30	80.0
58	46	241.5	6	106.7	40	134.8
59	54	190.1	10	64.8	44	125.3
60	51	397.5	10	305.7	41	91.8
61	45	134.9	2	27.3	43	107.6
62	42	103.0	2	39.6	40	63.4
63	39	110.7	6	38.0	33	72.7
平成元	40	140.6	7	79.4	33	61.2
2	33	138.3	4	69.4	29	68.9
3	34	124.6	3	61.6	31	63.0
4	28	99.0	1	13.1	27	85.9
5	18	40.7	2	7.7	16	33.0
6	17	42.9	2	21.1	15	21.8
7	26	59.9	3	21.8	23	38.1
8	18	28.4	1	15.0	17	13.4
9	24	85.3	5	25.3	19	60.0
10	11	42.1	1	24.6	10	17.5
11	13	38.5	0	0.0	13	38.5
12	6	5.8	0	0.0	6	5.8
合 計	1,090	4,133.0	160	2,259.8	930	1,873.2
平 均	41.9	158.9	6.1	86.8	35.7	72.0

(注) 万円単位を切捨てて集計した。

防除・清掃事業（事業年度 平成12年1月から平成12年12月）

平成12年度事業概要

(単位：円)

No.	県・地区名	発生年月日	発生場所	申請者	申請年月日	申請額	認定交付額		被害及び作業の状況
							金額	年月日	
1	沖縄県 池間島地区	平成 12. 4. 20	池間島地先海岸 一帯	池間漁協	平成 12. 5. 1	1,875,752	1,875,752	平成 12. 5. 31	柔らかいオイルボールが海岸に漂着。モズク、ヒトエグサ、採貝漁業等に被害の恐れがあり、清掃した。
2	鹿児島県 甑島地区	12. 4. 23	下甑村瀬々野浦 漁港地先海岸	下甑村漁協	12. 5. 2	188,560	188,560	平成 12. 5. 31	柔らかいオイルボールが漁港付近の海上に漂流、近傍の磯根資源や蓄養イケスに被害の恐れがあり回収した。
3	福井県 三国町地区	12. 7. 4	安島海岸地先海 岸及び沖合海上	雄島漁協	12. 8. 1	885,130	885,130	平成 12. 12. 13	液状の油が海岸に漂着、漂流し、採貝漁業及び漁船の揚げ降ろしやワカメの天日干しに支障をもたらす恐れがあり回収した。
4	沖縄県 多良間島地区	12. 8. 15	多良間島地先海 岸一帯	平良市漁協	12. 9. 25	1,308,420	1,308,420	平成 12. 12. 13	オイルボールが海岸に漂着、モズクやシャコ貝養殖に被害の恐れがあり清掃した。
5	沖縄県 宮古島地区	12. 9. 26	宮古島保良海岸 から高野海岸に至る西海岸一帯	平良市漁協	12. 11. 10	1,337,719	1,337,719	平成 12. 12. 13	オイルボールが大量のゴミと共に海に漂着、モズクやシャコ貝養殖に被害の恐れがあり清掃した。
6	鹿児島県 奄美大島地区	12. 10. 12	龍郷町赤尾木海 岸	龍郷町漁協	12. 11. 2	172,145	172,145	平成 12. 12. 13	オイルボールが油のついた藻等と共に海岸に漂着、モズクや真珠養殖に被害の恐れがあり清掃した。
	合 計					5,767,726	5,767,726		

(基金記事)

中央漁場油濁被害等認定審査会の動き

(1) 中央審査会委員の委嘱

任期満了に伴う審査委員会の委員が次の通り委嘱されました。 (敬称略)

氏名	所属
西川輝彦	石油連盟 技術環境部長
田中武	(社)日本鉄鋼連盟 技術・環境部長
佐藤義章	全国内航タンカー海運組合 総務部長
梅本哲郎	(社)日本船主協会 関連業務部長
大橋孝治	(社)全国まき網漁業協会 専務理事
長屋信博	全国漁業協同組合連合会 漁政部長
篠塚朝人	全国海苔貝類漁業協同組合連合会 漁政総務部長
佐藤正敏	全国漁業共済組合連合会 常務理事
瀬尾信雄	弁護士
小川洋一	弁護士
成田健治	弁護士
沢辺浩明	日本船主責任相互保険組合 損害調査第一課長

(委員の任期は、平成15年6月30日まで)

(2) 平成13年度 第1回中央審査会

平成13年7月19日開催、沖縄県における2件の被害審査が行なわれ、慎重審議の結果、下記の通り認定された。

No.	地区名	発生年月日	形状・状況	被害の種類	認定額	備考
1	沖縄県 本部半島地区 (本部漁協) (今帰仁漁協)	平成 13. 1. 19	直径数cm～30cmの柔らかい オイルボールが油の付着した ゴミや海藻等とともに帶状とな って海岸に漂着。	防除・清掃	1,274,768	放置すると、漁船の揚げ降ろしや漁網の天口干しに支障があり、再流出するとモズク、ヒトエグサ養殖や潜水器刺網漁業等に被害をもたらす虞があった。
2	沖縄県 与那城町地区 (与那城町漁協)	13. 4. 17	直径10cm位の柔らかいオイルボールが油の付着した藻やゴミとともに帶状となって海岸に漂着。	防除・清掃	115,990	放置すると再流出して近傍の貝・ウニ類等の採貝漁業に被害の虞があった。
	合計				1,390,758	

(基金記事)

労務費及び漁船用船費について

漁業被害及び防除・清掃作業に従事した場合に支弁について、農林水産統計「漁業経済調査報告」及び労働省編「賃上げの実態」等の資料に基づき算定した結果、労務費及び漁船用船費の支弁額の上限を、前年度と同額とし、平成13年4月1日より実施することとなりました。

1. 労務費（1時間当たり）

	平成13年度	平成12年度
労務費	1,180円	1,180円

ただし、著しい危険もしくは汚染を伴う作業、又は高度の技能もしくは肉体的労働を要すると認められる作業に係わる労務費については、最高1時間当たり110円までの金額をこれに付加し得るものとする。

2. 漁船用船費（1日当たり）

	平成13年度	平成12年度
1t未満船	20,400円	20,400円
1t～3t	25,200円	25,200円
3t～5t	42,200円	42,200円
5t以上船	58,200円	58,200円

(4時間以下は半額)

(基金記事)

役員の改選について

任期満了に伴う役員と評議員の改選が行われ、次のとおり選任されました。

(敬称略)

氏名	役職	所属
植村正治	理事長	(全国漁業協同組合連合会 代表理事長)
稻垣友三郎	専務理事	(常勤)
安室宏	理事	(財団法人 千葉県漁業振興基金 理事長)
永松恵一	理事	(社団法人 経済団体連合会 常務理事)
一樋義明	理事	(常勤)
吉崎清	監事	(社団法人 大日本水産会 専務理事)

(理事・監事の任期は、平成15年4月9日まで)

なお、退任された宮原九一前理事長は、顧問に就任された。

(基金記事)

評議員の委嘱について

当基金の評議員に異動があり、次の方々に委嘱しました。

(敬称略)

委嘱年月日	新任者	前任者
H13. 4. 6	上原孝喜 沖縄県農林水産部漁政課 課長	上原永喜
H13. 5. 23	高橋和嗣 千葉県農林水産部水産局漁業資源課 課長	赤塚誠一
H13. 7. 1	宮原邦之 全国漁業協同組合連合会 常務理事	生明登

(任期は、前任者の残余期間である平成15年3月5日まで)

(油濁基金人事異動)

発令年月日	職名	氏名	摘要
H13. 3. 31	業務部長	長島 徳雄	退職
同	参与	坂本末治郎	同
H13. 4. 1	業務部長	藤井 真一	採用

(官庁等人事異動)

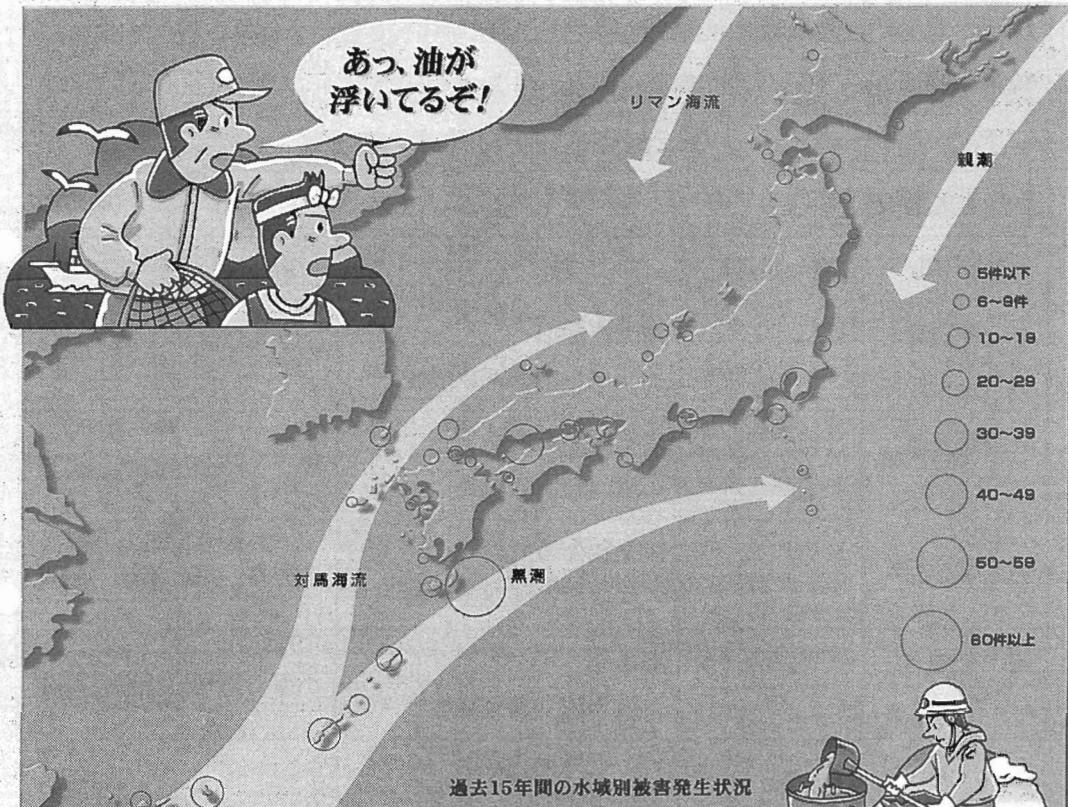
(敬称略)

所属	発令年月日	職名	新任者	前任者
水産庁	H13. 7. 2	増殖推進部 漁場資源課課長補佐	安藤 孝司	上野 弘道
経済産業省	H13. 7. 2	産業技術環境局 環境政策課課長	澤 昭裕	瀧谷 隆
	H13. 5. 16	産業技術環境局 環境政策課課長補佐	高屋 猛	増田 盈雄
国土交通省	H13. 4. 1	海事局 総務課 課長補佐	小原 得司	須田 弘次

—油濁から守ろう豊かな海の幸—

油をみたらすぐ通報。

●すばやい対応により、油濁被害を最小限におさえましょう。

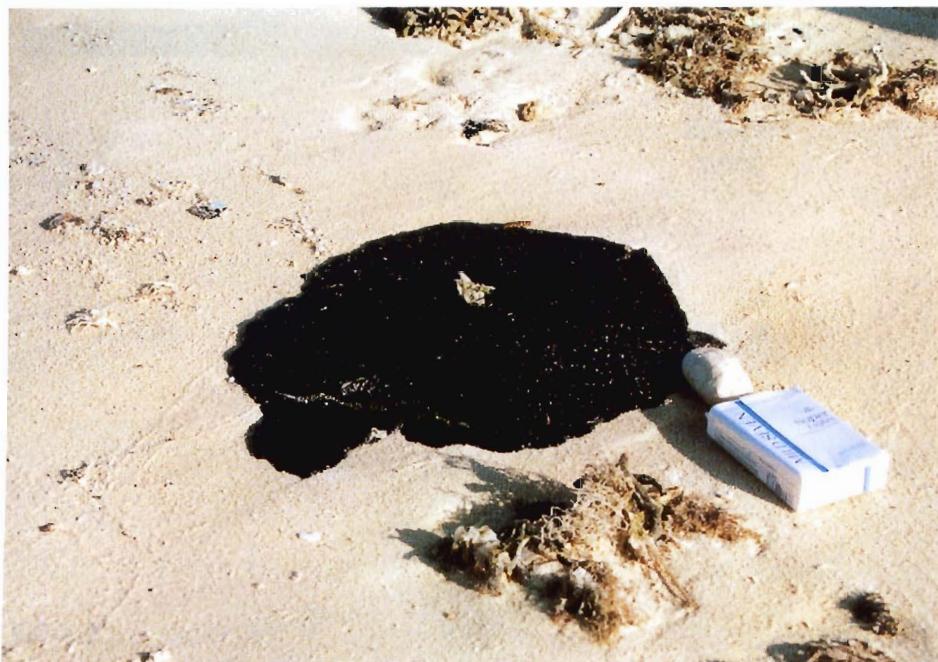


■初動通報・連絡先一覧（油の適切かつ効果的な防除措置を講ずるために、日頃から通報すべき連絡体制を整えておきましょう。）

関係機関名	担当部署名	平 日		休日・夜間	
		電話番号	担当者氏名	電話番号	担当者氏名

関係機関名	担当部署名	平 日		休日・夜間	
		電話番号	担当者氏名	電話番号	担当者氏名

財団法人 漁場油濁被害救済基金 電話／03(3254)7033
FAX／03(3254)3978



オイルボールの形態（その2）

平成13年1月19日、沖縄島北部の本部（もとぶ）町の海岸に漂着した柔らかいオイルボール。

(編集後記)

永年理事長を勤められた宮原九一氏（理事長在任20年8ヶ月）と、理事の横峯平一氏（理事在任16年12ヶ月）のお二人が退任されました。基金発足とその後の事故多発時代のご苦労に感謝申しあげます。

新たに理事長として、全漁連会長の植村正治が就任しました。役職員一同、気持ちを新たに取組む所存ですので、どうぞよろしくお願ひ申しあげます。

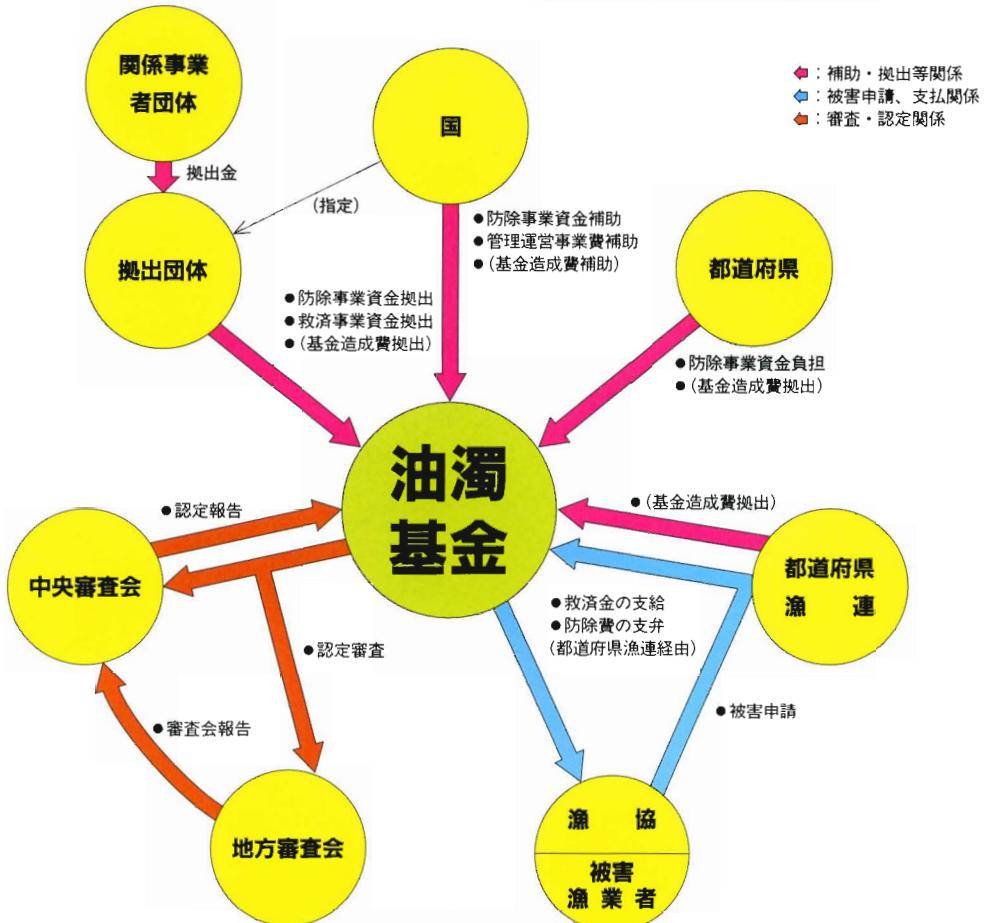
さて、毎年度の1号目（偶数番号）はいつも暑さ厳しい頃お届けするのが慣例になっています。おかげさまで第70号を発行することができました。皆様方のおかげがあったればこそと改めてお礼申しあげます。

「油濁基金だより」の第1号は油濁基金発足（昭和50年3月）の年の11月に発行され、平成6年度までは年3回発行されてきました。その後平成7年度から年2回の発行になり現在に至っています。

第1号の内容は、発足直後の油濁基金の事業概要と中央審査会の記事です。昭和時代の「油濁基金だより」は油濁事故の紹介が紙面の多くを占めるとともに、油濁被害申請書の書き方、油濁被害救済制度の解説などが主な内容になっています。

今後とも皆さんのご意見ご質問も取り上げたいと思いますので、基金あてお寄せ下さるとともに、油濁基金だよりの発行にご協力下さいますようお願いいたします。

漁場油濁被害救済制度のしくみ



拠 出 団 体

農林水産省関係
経済産業省関係

(社)大日本水産会
石油連盟
経済団体連合会
(社)日本貿易会
日本アンモニア協会
(社)日本ガス協会
(社)日本船主協会
財日本船舶振興会

国土交通省関係

電気事業連合会
(社)日本電機工業会
(社)日本産業機械工業会
日本化学繊維協会

(社)日本鉄鋼連盟
(社)日本自動車工業会
石油化学工業協会
(社)セメント協会

日本内航海運組合総連合会

(社)日本旅客船協会

発行日	2001年8月
発行所	財団法人 漁場油濁被害救済基金
住所	〒101-0047 東京都千代田区内神田2-1-14 イトーピア内神田ビル10階
電話	03-3254-7033
ファックス	03-3254-3978⑧
http://www1.mesh.ne.jp/nora/yudaku/	
E-mail: yudak@mxi.mesh.ne.jp	